

秘

基監発第0331001号

平成15年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

### 労働時間管理の適正化の推進について

労働時間管理の適正化については、平成13年4月6日付け基発第339号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」（以下「労働時間適正把握基準」という。）の周知徹底につき、各都道府県労働局において積極的な取組がなされているところであるが、最近の厳しい経済情勢、雇用失業情勢を背景に、いわゆるサービス残業の問題に対する国民の関心は、より一層高くなっており、監督行政としては、労働時間適正把握基準等に基づき労働時間管理の適正化を重点課題として、積極的に取組を進めるとともに、労働時間適正把握基準の施行状況を適宜把握しておくことが必要となっている。

このため、引き続き労働時間適正把握基準の周知徹底に努めるとともに、下記により、[REDACTED]に労働時間適正把握基準及び平成14年2月12日付け基発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」等に基づく過重労働対策を重点事項とする監督指導を実施し、その施行状況の把握を行うこととしたので遺憾なきを期されたい。

### 記

各署において[REDACTED]に計画している一般労働条件確保・改善対策に係る定期監督（法定労働時間未達成、最低賃金、家内労働を主眼とする監督を除く。）を実施する場合には、労働時間適正把握基準の遵守状況及び過重労働対策も重点事項の一つとしてその実態を確認し、関連通達に基づき確実に必要な指導を行うとともに、別添様式の監督付表を作成すること。

局においては、署において作成した監督付表の写を取りまとめ、[REDACTED]まで本省監督課あて報告すること。

労働時間管理の適正化に関する監督付表

( ) 局 ( ) 署

1 事業場の属性

事業場名						
業種 (報告例規)	大分類	中分類	小分類	業		
労働者数	1~9 人	10~29 人	30~49 人	50~99 人	100~299 人	300 人以上
企業全体の 労働者数	1~9 人	10~29 人	30~49 人	50~99 人	100~299 人	300 人以上
労働組合の有無	過半数組合あり		過半数組合なし		労働組合なし	

2 労働時間管理の方法 (該当するものに○を付すること。部署等によって違う場合は複数回答可。)

- ① 自己申告制
- ② 使用者が自ら現認することにより確認し、記録
- ③ タイムカードを基礎に確認し、記録
- ④ ICカード、IDカードを基礎に確認し、記録
- ⑤ パソコン入力を基礎に確認し、記録
- ⑥ その他 ( )

3 法違反等の状況 (該当するものに○を付すること。)

(1) 何らかの法違反の有無

有 無

(2) 「有」の場合の下記違反の有無

	事業場全体	自己申告制対象労働者
労働基準法第32条違反	有・無	有・無
労働基準法第37条違反	有・無	有・無
うち 時間数の不足	有・無	有・無
うち 算定基礎賃金の不算入	有・無	有・無
うち 割増率の不足	有・無	有・無
うち 労基法第41条第2号の範囲誤り	有・無	有・無
労働基準法第108条違反	有・無	有・無
労働基準法第109条違反	有・無	有・無
労働安全衛生法第66条違反	有・無	有・無

4 労働時間管理適正化基準に係る状況 (該当するものに○を付すること。)

(1) 労働時間管理適正化基準に係る指導票交付の有無

有 無

(2) 「有」の場合の指導事項

	基準2の (1) 関係	基準2の (3) ア関係	基準2の (3) イ関係	基準2の (3) ウ関係	基準2の (5) 関係	基準2の (6) 関係
指導事項						
うち自己申告制 対象労働者に係 る指導あり						

5 平成14年2月12日付け基監発第0212001号、基安労発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の記の5の(3)に基づく指導状況 (該当するものに○を付すること。)

- ① 別添1の指導文書交付
- ② 別添2の指導文書交付
- ③ いずれの指導文書も交付せず